

会議録

1 附属機関の名称

犬山市特別支援教育連絡協議会

2 開催日時

令和6年1月30日（火） 午前10時30分から11時30分まで

3 開催場所

市役所 4階 401会議室

4 出席者

- (1) 委員 岩田吉生、梶田真琴、大藪正恭、梅田理奈子、西井一博、高瀬雄矢、高見順子、和田江津子、鈴木由里恵、井塚裕士、伊藤真弓、後藤まゆみ、鈴木努、高木順二、野口和敬
- (2) 事務局 滝教育長、酒井指導主事、松岡主査

5 議事内容

事務局：

本日はご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

只今より、令和5年度第1回犬山市特別支援教育連絡協議会を開催します。司会進行をつとめさせていただきます、犬山市教育委員会学校教育課指導主事の酒井です。

それでは、教育長よりごあいさつを申し上げます。

滝教育長：

～あいさつ～

事務局：

ありがとうございました。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

資料ですが、

- ・次第
  - ・犬山市特別支援教育連絡協議会委員名簿
  - ・犬山市特別支援教育連絡協議会規則
  - ・（資料1）過去の協議内容等について
  - ・（資料2）犬山市特別支援教育連絡協議会について
- 全てお手元にありますでしょうか。

続きまして、先日お願いいたしました委員委嘱について、承諾いただきありがとうございます。委嘱状につきましては本来、手渡しするべきですが、会議の進行上あらかじめ皆様のお手元におかせていただきました。任期につきましては、今年度末までとしておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

本協議会は、特別支援教育の振興及び推進に関する支援体制の整備及び方策に関する事、特別支援教育コーディネーター、教職員等の資質及び専門性の向上に関する事、協議会が必要と認める事項を所掌しています。

また、本協議会は附属機関に位置づけられており、協議会は基本的に公開し、傍聴が可能となります。

なお、本日の傍聴人の方はいません。

また、会議録が市ホームページへの掲載となります。会議録には、附属機関の長が指定した者2人以上の署名を得るものとなります。

それでは、今年度はじめての協議会になります。お手元に名簿を配布しておりますので、名簿順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

#### 《各委員自己紹介》

事務局：

ありがとうございます。続きまして、お手元にある犬山市特別支援教育連絡協議会規則をご覧ください。第4条2項にありますとおり、会長及び副会長は、委員の互選により定められていますが、ご推薦などいかがでしょうか。

梅田委員：

会長を犬山市特別支援教育研究協議会長である大藪委員に、副会長を犬山市小中学校長代表の長谷川委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(全員異議なし)

事務局：

異議なしということで、会長を大藪委員に、副会長を長谷川委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、会長よりごあいさつをお願いします。

大藪会長：

～会長あいさつ～

事務局：

ありがとうございました。それでは、ここからの協議については、大藪会長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

大藪会長：

それでは規則に基づき、私が議事進行をさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。先ほど事務局より説明のあった会議録の署名については、私と梅田委員でします。

それでは、事務局より【資料1】、【資料2】について説明してください。

事務局：

《資料1説明》 《資料2説明》

大藪会長：

事務局より説明をいただきましたが、これについて、何か気になる点、ご意見があればお願いします。

岩田委員：

中学校、高校の連携については県の教育委員会にて特別連携教育推進協議会に参加した時に話がありましたが、保護者の同意があれば、公立、私立等にかかわらず、迅速な対応が取ることができるようになると聞きました。

また、今年の4月に障害者差別解消法が改正されます。それは、より当事者に対して配慮するよう求められた内容になります。そのため、早い段階から保護者と就学先について寄り添って話をしてほしいと思います。

大藪会長：

その他よろしいでしょうか。

続きまして、先ほど事務局からも説明がありましたが、令和7年度より医療的ケア児が地元の学校に入学するという説明がありましたが、事務局から何か議題はありますか。

事務局：

本日は、いろいろな立場で参加していただいていますので、令和7年度に入学する医療的ケア児がいることもあり、それぞれの立場で医療的ケアについてご意見をいただきたいと思います。

ちなみに該当の園児は、バギーや車椅子を使用しています。主に移動や排泄に介助が必要です。食事については、ミキサーで細かくして砕いて食べさせる必要があります。また、呼吸の管理、痰の吸引が必要です。過去に犬山市でも痰の吸引が必要な児童がいましたが、自ら吸引を行っているという点が今回の

園児と違います。

そのため、今回お集まりいただいた皆様から現場での取り組み、課題や過去の経験のお話しをしていただきたいと思います

大藪会長：

それでは、この議題について話し合いたいと思いますので、委員の皆様には順番にご発言をお願いします。

梅田委員：

もし私が在籍する学校に入学した場合、施設面や、医療的ケア児が登下校する時間帯に看護師の方が常にいてくれるのかなど不安に思うところがあります。後は、経験がない職員が多いため、資格がなくてもできることを学ばないといけないと思います。その子のために何がベストなのかを確認した上で、保護者、児童が安心して学校生活を送れるように考えなければならないと思います。

西井委員

梅田委員が言われたことに私も同じように思いました。まず学校がすべきこと、準備をすることを整えることが重要であります。次に同学年や周りの児童とのケアが大事であると考えます。

高瀬委員：

昨年11月に校務主任者会で大阪府豊中市立南桜塚小学校に学事視察を行いました。こちらの学校には重い障害を持った子が通常学級に在籍して学んでいました。豊中市は障害を持った児童を通常学級に多く受け入れています。学校見学をした時に個人的に凄いと感じたことは、エレベーター、ユニバーサルトイレが多く設置してあったこと、通常学級に点字ブロックが置いてあり、看護師がインカム無線で連絡を取り合っていたことが整備されているなど感じました。ハード面に関しては、予算が関係する話なのでどこまで対応できるか課題もありますが、豊中市では重い障害を持った子が市内の学校に複数人いるので、特に力を入れて取り組んでいました。

教育長：

豊中市はどのくらいの学校が整備していましたか。

高瀬委員：

正確な学校数は不明ですが、市全体で学校環境整備に力を入れて行っているそうです。

教育長：

はい、わかりました。

高見委員：

幼稚園では過去に受け入れたことはありませんが、今後受け入れることになった時には、出入口の小さな段差など気づきにくいところの整備を行い、安心して園で生活できる体制を整えなければならないと思いました。ハード面、ソフト面と課題はありますが、その子にとって何が必要かを考えて整備しなければならないと感じました。

和田委員：

現在、特別支援コーディネーターをしています。障害を持ったお子さんの保護者の方と話をしている、地元の学校に通わせたい理由を尋ねると地元の学校に通うと地域の方と繋がりが持てるのが大きいと言われる方が多いです。今後、医療的ケア児が入学してきた時にあたふたする教職員が多いと思いますが、そのようにならないためにも養護教諭だけではなく、教職員全員に呼びかけて知識を身につけることも大切であると思いました。ハード面も大事ですが、学校現場としてはソフト面にも力を入れる必要があります。

鈴木委員：

犬山市でも令和7年度から医療的ケア児を受け入れることになるとの話がありましたが、法律の改正もありましたし、今後、地元の学校で受け入れる児童が多くなると思いますが、養護教諭だけで見るとはとても難しいです。

そのため、保護者と教職員と看護師とで連携しながら体制づくりをして受け入れなければならないと思います。養護教諭は医療の知識はありますが、看護師ではないため、専門的となると教職員の先生方と同じで学ぶ必要があります。また、学校側と看護師が行うことを明確に線引きできたらいいなとも思いました。

井塚委員：

私は、犬山市で勤務する前に大阪の特別支援学校で重度の障害を持った子を教えていました。大阪の特別支援学校では保護者の方が付き添っていましたが、病院も併設していたので、保護者と教職員と看護師の連携が取れる体制づくりができていたと感じました。

そのため、前の委員さん方からも言われるように教職員と看護師との体制づくりやハード面でどのくらい整備ができるのかということが重要だと思います。また、保護者の方にもどのくらい協力してもらえるかということも重要だと思います。

伊藤委員：

医療的ケアを必要とする子でも必要な対応が違うということを実感しました。過去に在籍していた子は痰の吸引のみで、活発な子でしたが、令和7年度に小学校に入学を予定している子については、かなりの医療的ケアが必要であると思っています。こども未来園に入園するときにも入り口の段差や、車椅子・バギーの置き場、排泄、また器具を設置しているので電源タップについて保護者の方と何度も打ち合わせをして整備しました。園での生活は、本人の性格が明るいいということもあり、周りの子たちからもすぐに受け入れられていました。気づいたことは、本人が園に通うようになって同年代の子と接するようになってから精神面でもものすごく成長していると感じています。地元で学ぶことは良いと思います。

後藤委員：

現在、未来園にいる医療的ケア児についてですが、以前コスモス園にも通っていましたが、コスモス園は医療的ケア児の受け入れをしています。看護師はいないため、保護者の方が付き添う体制をとっています。その時は、機械音に周りの子が反応してしまい、本人や保護者の方も戸惑うことがありました。

今、伊藤委員からお話がありましたが、園での成長が大きいという話を聞いて、過ごす環境によって大きく変化すると思いました。同年代の子と接しながら学ぶことはとても大きいと思いました。

鈴木委員

犬山市でもここまで医療的ケアが必要な子の受け入れは初めてになると思います。今日のような会議や研修会でも学ぶことはできますが、一番良いのは、その子を見学することや、園の先生や看護師の方の対応を学ぶことが重要だと思います。まずは進学予定の学校の先生を中心に現場で学び、学校現場で何をすべきか考える必要があると思います。

高木委員：

私が市教委にいるこの3年間は主に介助という分野で学校と保護者と関わってきました。その中で感じたことは、お子さんに対して保護者がどのように学校生活を送ってほしいのか、どんなケアを望んでいるのか、どんな支援を望んでいるのか、後は学校ができること、行政ができることをきちんと擦り合わせて同じ方向で支援をしていくことがとても大切であると感じました。そこがずれてしまうと保護者に不満が残ってしまうと感じています。介助を必要としている子はそれぞれ違うし、成長度によっても日々の対応も変わってきます。その中でそれぞれが連絡を取り合っただけでケアすることが大切だと思っています。

野口委員：

私も現場にいた時には過去に特別支援コーディネーターを経験していますが、児童生徒、保護者の思いが強いため、私が大事にしていたことはできません、やれませんかということではなく、何とかやってみようという気持ちをもって皆で知恵を出しあって対応策を考えていました。この先、医療的ケア児を地元の学校に入学させたいと思う保護者は増えると思いますので、可能な限り対応はしたいと思います。また、大人だけではなく子どもの思いもしっかり確認して対応する必要があると思います。

梶田委員：

地元の小中学校と特別支援学校とでは少し異なるため、どのくらい参考になるかわかりませんが、私がいる小牧特別支援学校の医療的ケア児についてお話をします。

本校は肢体不自由の学校であります。医療的ケアを必要とする子も中央病院が近いということもあり26名在籍しています。その子たちに対応する常勤の看護師が2名、非常勤の看護師が12名おります。非常勤の方の勤務時間は短いですが、日中の水分注入、吸引、給食の注入等を行ってもらうように調整ができています。ただ、常時、看護師が必要なお子さんは1名のみです。自発呼吸ができず呼吸器を使用しているため看護師が常時ついていきます。基本的には担任が様子を見て必要な時に看護師が吸引等を行っています。県の要綱に沿って学校で細かい要綱を作成してケア対応をしています。昨年度に法の改正もあり保護者の負担を減らすような取り組みをしています。保護者とは毎日連絡ノートというもので連携をとっています。保護者からの細かい希望もノートに書いてもらい、希望に添えるように取り組んでいます。特別支援学校では、教職員が吸引をすることはできません。そのため、教職員と看護師で行えることをきちんと線引きして、教職員向けの研修会を年に数回行っています。あとは中央病院が近いということもあり、病院の先生からも指導を受けています。そのため、病院と連携が取れる体制作りが大切であると思います。また、中学部のうちから事業所、市の相談支援員と連携をとって、卒業後にこういった職場に就けるのか話し合っています。必要であれば本人と職場見学もしています。早い段階から本人、保護者、また地域の事業所の方に存在を知ってもらうこと

が必要であると思います。高学部になると職場体験などもしています。

岩田委員：

梶田委員からの説明や、特別支援学校での取り組みを参考に地元の小学校、中学校でできることを検討することが良いと思います。

実際、初めて学校で受け入れることは大変であり、慎重に対応しなければならないと思いますが、何よりも保護者の負担を軽減することを前提に法律が改正されているため、学校でできることを一つでも増やすことが重要だと思います。

ちなみに刈谷市特別支援学校は市民病院と連携をしていますが、犬山市の状況はどうですか。

伊藤委員：

医療的ケアに関しては、市の保健師を通じて犬山中央病院のコーディネーターの方と連携をとっています。その方をお願いをして職員向けの研修もしています。

岩田委員：

そうなんですね。病院、地域の人との連携も大切であると思いますので、取り組んでほしいです。

教育長：

以前、犬山市にいた医療的ケア児について、現場の話を教えてください。

西井委員：

別室で医療的ケアの支援員の方が痰の吸引をしていました。また、プールの授業でも介助をしていました。

事務局：

補足ですが、痰の吸引については、別室に支援員の方がいて、その子が授業中に痰がからんだ時に、別室に行っていてしていました。また、支援員がいない時は、自ら行っていました。本人から教えてもらい担任が替わりに行うこともありました。命にかかわることで心配だったので1度きりでした。

大藪会長：

その他で特別支援に関わることで困っていることや質問はありますか。

高木委員：

特別支援学校では保護者の方がどのくらい付き添っていますか。

梶田委員：

特別支援学校では医療的ケア児のみ保護者の方に協力をお願いしています。例えば、宿泊を伴う校外学習や看護師だけでは対応ができない時には事前にお便りなどでお願いをして同行していただいています。

教育長：

看護師さんは小牧市民病院から来ていますか。

梶田委員：

県の予算に基づいて学校で看護師さんを探します。今勤めている看護師さんの紹介やスクールバスに募集を掲げていたりします。

教育長：

かつて病院に勤務されていた方が多いですか。

梶田委員：

そうですね。病院勤務や介護の経験のある方に声をかけています。

岩田委員：

特別支援学校と地元の小中学校と交流や研修会を頻繁に行うとよいですね。

大藪会長：

貴重なご意見ありがとうございました。それでは、本日の協議事項すべてが終わりましたので、事務局へお返しします。

事務局：

ありがとうございました。本日、お話していただいたご意見をもとに、さらに一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に向けて、それぞれの立場において対応していけたらと思います。そして、今後も、関係機関がよりよく連携していけたらと思います。以上で、令和5年度第1回犬山市特別支援教育連絡協議会を閉じさせていただきます。お帰りには、交通安全にご留意いただき、お気を付けてお帰り下さい。本日はどうもありがとうございました。